

千曲市告示 第50号

令和8年度固定資産税に係る固定資産課税台帳の縦覧について

地方税法第416条第1項の規定により、令和8年度固定資産課税台帳を令和8年4月1日（水）から令和8年6月1日（月）[土曜日・日曜日・祝日を除く]まで、毎日午前8時30分から午後5時15分までの間、千曲市役所総務部税務課において関係者の縦覧に供しますので、同条第3項の規定により公示します。

なお、固定資産課税台帳に登録すべき価格に不服がある場合は、地方税法第432条第1項の規定により、納税通知書の交付を受けた日後3カ月までの間に文書をもって千曲市固定資産評価審査委員会に審査の申し出をすることができます。

令和8年 3月 31日

千曲市長 小川 修一